

別紙 1

特定医療費（指定難病）支給認定における 自己負担上限額の決定に関する申告書

沖縄県知事 殿

特定医療費（指定難病）支給認定において、自己負担上限額（月額）は市町村民税（非）課税証明書等の所得状況が確認できる書類により、決定されることは了承しており、下記の年金等を受けていないことを申告します。（※1）

記

<該当するものにチェック>

- 公的年金等の収入（※2）
- 障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付（※3）

年　　月　　日

受診者（患者）住 所

氏 名

保護者等（※4）住 所

氏 名

受診者との続柄

【留意事項】

※1 虚偽の申告を行った場合

難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「法」という）第11条第1項第4号により支給認定が取り消される場合があります。また難病法第34条第1項により支給した特定医療費を徴収する場合があります。

※2 公的年金等の収入とは

国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、独立行政法人農業者年金基金法及び旧船員保険法の規定に基づく年金、指定共済組合が支給する年金、旧令共済退職年金、廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の規定に基づく年金、石炭鉱業者年金、恩給（一時恩給を除く。）及び過去の勤務に基づき使用者であったものから支給される年金、確定給付企業年金法の規定に基づいて支給される記念金、特定退職金共済団体の支給する年金、外国年金、中小企業退職金共済法に規定する分割払の方法により支給される分割退職金、小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく分割共済金、適格退職年金及び確定拠出年金法に基づいて企業型年金規約又は個人型年金規約により老齢給付金として支給される年金

※3 障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付とは

障害者年金、遺族年金及び寡婦年金（国民年金法）、障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金（厚生年金法）、障害年金、障害手当金（船員保険法）、職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの（改正前国民共済法、改正前地共済法）、年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの（改正前国共済法、改正前地共済法、改正前私学共済法）、障害共済年金及び遺族共済年金及び障害一時金（改正前国共済法、改正前地共済法）、障害共済年金（移行前農林共済年金）、障害年金、特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの（移行前農林年金）、障害補償給付及び障害給付（労働者災害補償保険法）、特別障害給付金（特別障害給付金の支給に関する法律）、障害補償等（国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法及び同法に基づく条例の規定）、特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当、福祉手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

※4 保護者等の欄は、受診者が18歳未満で保護者または代理人が申請する場合に記入して下さい。